

地方独立行政法人香取おみがわ医療センターに係る重要な財産を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定により、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）の重要な財産を定めるものとする。

(不要となった場合に市に納付すべき重要な財産)

第2条 法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法人の保有する財産であって、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が50万円以上のもの（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

(処分等の制限を受ける重要な財産)

第3条 法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、法人の成立の日から施行する。